

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和４年愛媛県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第２条 省略 ２・３ 省略 ４ この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（第17条第３項第２号を除き、以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号_____）第２条第２項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 ５～９ 省略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第２条第９項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 省略 （利用及び提供の制限） 第12条 省略 ２～４ 省略 ５ 保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号まで_____の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規	（定義） 第２条 省略 ２・３ 省略 ４ この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（第17条第３項第２号を除き、以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。<u>以下「情報公開条例」という。</u>）第２条第２項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 ５～９ 省略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第２条第８項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 省略 （利用及び提供の制限） 第12条 省略 ２～４ 省略 ５ 保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号まで<u>及び第30条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規

定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
第39条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
省略		

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第18条 省略

定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
第39条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
省略		

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第18条 省略

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ 省略

(2)・(3) 省略

3 省略

（開示請求権）

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、 自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 省略

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、 福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ 省略

(2)・(3) 省略

3 省略

（開示請求権）

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 省略

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定 その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 説 明

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正されることに伴い、この条例の一部を改正しようとするものである。